

令和3年11月15日

南相馬市農業委員会
11月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年11月15日(月) 午後1時35分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞 知 子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小 谷 津 弘 隆	欠	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹 ②次長 佐藤 光 ③主査 山本 将之

④副主査 米本 一樹 ⑤主事 平田 幸子

農政課

副主査 但野 莉菜

4. 日 程

- | | | |
|-------|----------------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 諸般の報告 | |
| 日程第3 | 報告第46号 | 農地専門委員会の開催報告について |
| 日程第4 | 報告第47号 | 農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について |
| 日程第5 | 報告第48号 | 違反転用事案の報告について |
| 日程第6 | 報告第49号 | 時効取得による所有権移転について |
| 日程第7 | 議案第114号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第8 | 議案第115号 | 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第9 | 議案第116号 | 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分） |
| 日程第10 | 議案第117号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可） |
| 日程第11 | 議案第118号 | 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分） |
| 日程第12 | 議案第119号 | 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分） |
| 日程第13 | 議案第120号 | 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分） |
| 日程第14 | 議案第121号 | 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分） |
| 日程第15 | 議案第122号 | 現況確認証明申請について |

5. 会議の概要

(開会 午後1時35分)

議長 只今より、令和3年11月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。今回は、新型コロナウイルス感染症が市内でも全国的にも感染状況は落ち着いており、しばらくぶりに委員全員の出席のもとで開催するものでございます。委員各位には引き続き感染対策の徹底にご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、会場の都合もあり、農地利用最適化推進委員の皆様には今回も欠席の対応をお願いしております。

それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は8番委員、17番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号1番・若杉裕二委員、3番・菅野信彦委員、5番・梅村正敏委員を指名いたします。

議長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。先ず、10月26日、南相馬市農業者年金協議会のパークゴルフ大会についてですが、未明からの強い雨模様により、中止になりました。荒れた天候にもかかわらず、市パークゴルフ場に集まった40名ほどの参加者の皆様には、屋内施設で「ビンゴ大会」を楽しんでいただき、会員相互の親睦を深めたところであります。農業委員会からは、今野委員と私が参加いたしました。

次に、11月3日、南相馬市表彰式が「ラフイーヌ」で開催され、自治功労などを受賞された35名、1団体の方々の功績を讃えて来たところであります。

次に、11月11日、福島県下農業委員会大会が福島市「パルセいいざか」で開催され、出席いたしました。優良農業委員会など各種表彰や記念講演などが行われ、本市からは事務局の平田幸子主事が永年勤続職員表彰を受賞いたしました。このほか、「農地利用最適化の推進や情報提供活動の強化などに関する申し合わせ」を決議し、県下一丸となって取り組みを進めることを確認したところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議長 次に、日程第3、報告第46号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。農地専門委員会委員長からの報告を求めます。

委員長 報告第46号について報告いたします。皆様に配布した別紙報告書により報

告いたします。開催日時は11月9日、場所は鹿島区北海老地内です。出席者は記載のとおりです。概要ですが、現況確認証明申請において1ヘクタールを超える申請があったことから、農地専門委員会を開催し、現地調査を行いました。申請者は記載のとおりであり、申請地は6筆、地番は記載のとおりです。当該地は、東日本大震災以降労力不足により不耕作となった土地であり、雑木が数本生え原野化している状態でありました。農地復元はとても困難であり復元したとしても農地として継続利用を見込めない状態だと判断し、農地専門委員会としては非農地と判断いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第47号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第47号についてご説明いたします。議案書の3ページになります。今回3件の案件は合意による解約ですので県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第48号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第48号についてご説明いたします。議案書の4ページから6ページ、整理番号1番から5番の当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、平成26年に相続により取得しましたが、相続当時から砂利敷きとなっており駐車場として使用しています。今般、土地調査を行っ

たところ、農地であることが判明したものです。

整理番号2番については、平成8年2月に家屋及び納屋が火災に見舞われました。17番3は平成8年9月頃に住宅を新築した時から家屋敷地の一部として使用しています。17番2は一時的に焼失した家屋等の廃材置場として使用していましたが、撤去後は車庫及び駐車場として使用しています。また、18番2は地下水が高く湿地で作物栽培には不向きな土地であったことから植栽し、庭として使用しています。今回、先送りした農地法上の手続きを行い無断転用の解消をするものです。

整理番号3番については、造園業を営んでいた亡き父が全面に植木を植えて使用しており、平成13年頃には造園業の倉庫を建て使用してきました。その後、平成18年に被服製造業に事業転換してからは事業用倉庫として使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

整理番号4番については、昭和57年頃に住宅を新築するにあたり、従来の進入路が狭かったことから当該地を仮設の進入路として整備し使用していました。その後家庭の事情により移住することとなり令和元年に住宅を売却しましたが、住宅を購入した当人も自宅への進入路として使用しています。今回、土地所有者が農地を売却するにあたり土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号5番については、平成22年に息子が隣接地に住宅を建築した際に進入路が狭かったことから、農地に越境して進入路として使用しています。その後家庭の事情により移住することとなり平成30年に住宅を売却しましたが、住宅を購入した当人も自宅への進入路の一部として使用しています。今回、土地所有者が農地を売却するにあたり土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第49号「時効取得による所有権移転について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第49号についてご説明いたします。議案書の7ページから10ページになります。今回、法務局から時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移

転登記は民法第162条に規定されており、農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第114号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第114号についてご説明いたします。議案書の11ページ及び別紙資料になります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものです。詳細は、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第114号についてご説明いたします。今回利用権設定が129件であり、内容は記載のとおりです。なお、利用権設定に係る賃借料については1番から125番までは無償となっており、126番から129番までは記載のとおりでありまして双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第115号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第115号についてご説明いたします。議案書の12ページから14ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。補足を要する案件とし

て、申請番号5番は譲受人の経営面積が5,000平方メートルに達しておりませんが、貸付している農地は譲受人が所属している法人への貸付のため問題はないものと判断しています。また、調査担当委員からはすべての案件について許可要件を満たしていると報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第116号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第116号についてご説明いたします。議案書の15ページ、申請番号1番及び2番について土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件といたしまして、申請番号1番は報告第48号整理番号1番の追認を得るための案件、申請番号2番は報告第48号整理番号2番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号1番について11番委員。

11番委員 議案第116号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この議案は報告第48号整理番号1番関連であります。現地案内図は1ページです。この案件は平成26年に相続した土地で、相続当時から砂利敷きとなっており、相続後は駐車場と使用し現在は貸し駐車場として使用している案件です。この度、土地調査をしたところ、農地であることが判明いたしました。違反転用となっていることから追認のための許可申請になります。去る11月13日午前9時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上であります。

議 長 申請番号2番について、7番委員。

7番委員 議案第116号申請番号2番についてご説明をいたします。議案書の15ページ、現地案内図は2ページとなります。内容につきましては、去る11月11日午後3時より、申請人立会いのもと現地調査を行いました。本件は先にご承認をいただきました報告第48号整理番号2と関連しておりまして、平成8年2月の住宅火災に見舞われた経緯で家屋敷地の一部として使用されて現在に至っているものでありますが、調査書の調査項目に基づき、申請人から聞き取った結果、転用事業により農業生産への影響を及ぼさない土地であり、集団農地を蚕食する影響はないことを踏まえ、立地基準、一般基準とも満たしていると判断したところです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第117号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第117号についてご説明いたします。議案書の16ページ、申請番号1番について当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、一般住宅を建築する目的で昭和57年7月13日に転用許可を受け、令和2年11月27日で事業計画変更の許可を得た残りの農地について、承継人が一般住宅、駐車場を建築して生活するために事業計画を変更するものであり、議案第118号申請番号1番関連の案件です。以上です

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、2番委員。

2番委員 議案第117号申請番号1番についてご説明申し上げます。去る11月10日午後3時30分頃より、譲受人、継承人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、継承人立会いのもと現地調査と聞き取り調査を行いました。現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判

断いたしました。皆様のご協力ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第118号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第118号についてご説明いたします。議案書の17ページから19ページ、申請番号1番から9番について土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件といたしまして、申請番号1番には議案第117号申請番号1番の関連案件、申請番号4番は報告第48号整理番号3番の追認を得るための案件、申請番号5番は報告第48号整理番号4番の追認を得るための案件、申請番号6番は報告第48号整理番号5番の追認を得るための案件です。以上です

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番、2番について、2番委員。

2番委員 議案第118号申請番号1番及び2番について一括して報告申し申し上げます。現地案内図は3ページとなります。去る10月10日午後3時30分頃より、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご協力ご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に申請番号3番について、16番委員。

16番委員 議案第118号申請番号3番について報告いたします。現地案内図は5ページであります。所在地から申請事由は記載のとおりでございます。去る11月11日午前10時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞取り、また現地の状況等を調査しました

結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

議 長 次申請番号4番について、11番委員。

11番委員 議案第118号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。この議案は報告第48号整理番号3番関連案件であります。現地案内図は6ページです。この案件は、造園業を営んでいて全面に植木を植えていたが、平成13年頃から造園業用倉庫を建て現在も使用しているという状況です。この度、土地調査をしたところ、農地であることが判明したものです。違反転用となっていることから、追認を受けるための許可申請になります。去る11月13日午前9時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上であります。

議 長 次申請番号5番、6番について、7番委員。

7番委員 議案第118号申請番号5番についてご説明いたします。議案書18ページ、現地案内図は7ページとなります。内容としては、去る11月12日午後1時30分より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行ったものであります。本件は先にご承認いただきました報告第48号整理番号4と関連しており、昭和57年時に火災に見舞われ、家屋の新築で狭隘な進入路を仮設の進入口に造成し使用されており現在に至るものでございます。調査書の調査項目に基づき代理人行政書士から聞き取った結果、転用事業により農業生産への影響を及ぼさない土地であり、集団農地を蚕食する影響はないということを踏まえ、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

次に議案第118号申請番号6番についてご説明いたします。議案書18ページ、現地案内図は7ページになります。内容としては去る11月12日午後1時30分より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。本件は先に承認された報告第48号整理番号5番と関連しておりますが、平成22年に息子が新築するに当たり、農地に越境して進入口として利用しており、その後農地を売却して一部道路として利用していたことから、引き続き転用申請をするものであります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取った結果、転用事業により農業生産への影響を及ぼさないという土地であり、集団農地を蚕食する影響がないことを踏まえ、立地基準、一般基準を満たすと判断いたしました。

皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 次申請番号7番、8番、9番について、15番委員。

15番委員 議案第118号申請番号7番、8番、9番について一括で報告いたします。現地案内図は8ページの①②③です。去る11月10日午後3時より、代理人行政書士立会いのもとそれぞれの調査項目に基づき現地の確認調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、金融機関からの融資証明もそれぞれ添付されていることから許可相当と判断しました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第119号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第119号についてご説明いたします。議案書の20ページから21ページ、申請番号1番から6番について土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番は2種農地に建売住宅4棟を建築するための転用申請、申請番号2番から6番は同一の事業者が2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第119号申請番号1番について現地調査を報告いたします。現地案内図は9ページです。去る11月9日午後1時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 続きますして、申請番号2番、3番、4番、5番、6番について、18番委員。

18番委員 議案第119号申請番号2番、3番について現地調査の報告をいたします。

なお、2番、3番については譲渡人、譲受人は同じであり、また申請地も隣接地のため一括して報告します。太陽光発電設備設置のための転用申請でありまして、子細については記載のとおりであります。案内図は10ページの①②です。去る11月12日午後1時より、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地等を調査しました結果、申請地は平坦な畑地であり、周りは道路、山林、畑に囲まれております。よって立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。

次に申請番号4番、5番、6番についてですが、これも同様でありまして、譲受人、譲渡人は同じで申請地も隣接地ですので一括して現地調査の報告をいたします。太陽光発電設備設置のための転用申請です。子細については記載のとおりであり、案内図は10ページの③④⑤です。去る11月12日午後1時30分頃より、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、申請地は棚田の跡地であり、周りは道路、山林、畑に囲まれております。よって一般基準、立地基準ともに満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、この5か所の申請地については資金計画が皆同じに最初は申請されておりましたが、各事業面積も異なりますので一筆ごとに提出していただきました。合計金額の残高証明書も提出されております。また、南相馬市の同意書も提出されております。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 では、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第120号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第120号についてご説明いたします。議案書の22ページ、申請番号1番から3番について土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の

とおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号2番については、工所用現場事務所等、駐車場として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から12か月間となっております。

申請番号3番については、資材置場、駐車場、休憩所、仮設倉庫等として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から9か月間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第120号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。申請事由は議案書の記載のとおりです。去る11月13日午前10時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上であります。

議 長 次に申請番号2番について、12番委員。

12番委員 議案第120号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。去る11月9日午後2時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査をいたしました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議 長 次に申請番号3番について、14番委員。

14番委員 議案第120号申請番号3番について報告いたします。案内図は13ページです。11月12日午後1時30分頃より、設定人、被設定人の担当者代理人及び工事担当者の立会いのもと調査事項に基づき現地調査を行いました。立地基準、一般基準とも満たしており何ら支障なきものと判断しました。一時転用ですので、原状回復の措置を適切に行うようお願いしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第121号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第121号についてご説明いたします。議案書の23ページ、申請番号1番及び2番について土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。農振農用地に営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請であり、転用期間は10年間となっております。営農作物は牧草のイタリアンライグラスとなっております。この案件につきましては福島県相双農林事務所企画部指導調整課に事前相談を行っており、申請内容について何ら問題ないとの回答を頂いております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号1番、2番について、12番委員。

12番委員 議案第121号申請番号1番及び2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は14ページです。去る11月9日午後3時頃より、被設定人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 13番委員。

13番委員 申請番号1番と2番についてお伺いします。営農型太陽光発電設備の下部で牧草を生産するとのことですが、先ず確認したいのは、当該地は荒廃農地又は同程度なのか、それが該当していないとすれば、下部農地で誰が営農するのか伺います。

議 長 事務局。

事務局 　　まず、当該地は荒廃農地ではないです。定かではないですが、令和3年8月及び9月頃に農地法第3条の貸借を結んでいる土地でございます。ここで実際営農する被設定人の会社は認定農業者になっております。以上です。

議 長 　　13番委員。

13番委員 　ここに記載されているA社が営農するのですか。

議 長 　　事務局。

事務局 　　この会社が営農します。

議 長 　　13番委員。

13番委員 　南相馬市の認定農業者なのかどうか伺います。

議 長 　　事務局。

事務局 　　南相馬市の認定農業者になっております。原町区馬場の営農者の会社です。以上です。

議 長 　　13番委員。

13番委員 　今回貸借する面積とこの農地の下部で牧草を作る面積が相当かけ離れているように記載されています。例えば、4,000平方メートル位借りる中で下部農地面積は1,234平方メートルとか、1,182平方メートルとそれぞれ面積がかかけ離れています。残った農地の営農の用途、残った農地の営農の用途はどういう状況になっていますか。

議 長 　　事務局。

事務局 　　貸借を結んでいる面積は記載どおりの面積です。申請番号1番は4,236平方メートル、申請番号2番は3,284平方メートルです。このうち下部の農地面積はそれぞれ1,234.62平方メートル、1,182.24平方メートルです。牧草はこの下部の農地面積のみに作付けするのではなく、実際の貸借面積4,236平方メートル、3,284平方メートルそれぞれに牧草を作付けすると聞いております。以上です。

議 長 事務局。

事務局 補足します。この牧草については、遮光率の関係で全面にパネルを張り付けることはできません。その関係で牧草を栽培するのに適した面積のみ太陽光パネルを載せるということです。以上です。

議 長 それから、農業機械が回ったり方向転換できるよう通路敷のような部分を残さないとこれはちょっと問題があるということになっています。

13番委員 了解しました。

議 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第122号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第122号についてご説明いたします。議案書の24ページから25ページ及び当日配布議案の3ページ、申請番号1番から3番につきまして土地の所在地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明申請となっています。申請のあった全ての農地は、非農地と判定しました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますのでご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番及び2番について、現地調査委員を代表しまして、9番委員から報告をお願いします。

9番委員 議案第122号申請番号1番、原町区北原字赤坂地内4筆の土地の現況確認の証明について報告をいたします。去る11月5日午後1時30分頃より、事務局1名、私を含む農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名の4名で現地調査しました。地番の83番2、87番2、87番3、88番3は隣接地です。山際の緩い傾斜地で長年不耕作のため、現在、雑草、雑木や竹が生い茂り荒れ地となっ

ている状況です。現在の利用状況から見て原野と判断しました。以上です。

続きまして、議案第122号申請番号2番小高区女場の3筆、現況確認の証明についてご報告をいたします。11月5日午後2時30分頃より、事務局1名、私を含む農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名の4名で現地調査しました。小高区女場127番は両側が山に囲まれた畑の土地です。長年の放置により、現在の状況は雑木、雑草が生い茂り荒地となっている状況です。145番、149番は高台にある水田です。土地の条件が悪いため、長年の間不耕作のため現在は雑草や藤つるなどが生い茂り荒地となっている状況です。現在の利用状況から見てこの3筆は原野と判断しました。以上です。

議長 続いて、申請番号3番については、農地専門委員会で現地調査いたしましたので、委員長から報告をお願いします。

委員長 議案第122号申請番号3番について報告します。これは1万平方メートルを超えるので、農地専門委員会の委員全員を集めて調査結果をまとめました。お手元の資料をご覧ください。調査結果ですが、当該地は東日本大震災以降労力不足により不耕作となった土地であります。雑木が数本生え原野化している状態でした。農地復元はとても困難であり、復元したとしても農地として継続利用は見込みない状態であると判断し、非農地と判断いたしました。以上でございます。

議長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 以上で、本日より予定いたしました報告4件及び議案9件、合わせて13件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の11月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後2時32分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和3年12月15日

議事録署名人（1番・ワカスギ ユウジ）

議事録署名人（3番・カンノ ノブヒコ）

議事録署名人（5番・ウメムラ マサトシ）
